

NEWS 港湾ニュース

■ 道内 7 空港の運営委託 ～実施契約書を締結～

北海道開発局 港湾空港部 空港・防災課

令和元年 10 月 31 日(木)、国土交通省航空局は、北海道内の国管理 4 空港(新千歳、稚内、釧路、函館)について、優先交渉権者が設立した北海道エアポート株式会社(北海道空港株式会社を代表企業とする 17 社が出資)に対して、公共施設等運営権を設定し、同社と公共施設等運営権実施契約書を締結しました。同時に、旭川市、帯広市、北海道においても、それぞれが管理する旭川、帯広、女満別の各空港について、同様の契約の締結を行いました。契約期間は当初 30 年(令和元年 10 月 31 ～令和 31 年 10 月 30 日)、不可抗力による延長 5 年以内とされています。

北海道エアポート株式会社では、契約と同時に、「安全・安心の確保を最優先として、道内 7 空港に国際ゲートウェイ機能を分散・拡大し、地域との連携を通じて北海道全域での周遊を促進することにより、広域観光の振興を実現するとともに、全道の地域経済の活性化に貢献して参ります。」と HP に発表し、提案概要も公表しています。

今後の各空港の運営事業開始予定

令和 2 年 1 月 15 日 7 空港一体のビル運営開始

令和 2 年 6 月 1 日 新千歳空港運営事業開始

令和 2 年 10 月 1 日 旭川空港運営事業開始

令和 3 年 3 月 1 日 稚内・釧路・函館・帯広・女満別の各空港運営事業開始

なお、北海道内 7 空港運営委託実施にあたり、航空局が示した基本スキーム等には概ね以下の考え方が記載されており、企業等から応募された提案書に対する審査委員会の審査により、7 月 3 日に優先交渉権者が選定されていました。

- 道内 7 空港は産業及び観光の振興、拠点性確保のための重要インフラであり、航空ネットワークを支える重要な空港として、インバウンドの国内有数のゲートウェイとしてのポテンシャルを有している。
- 地方公共団体や地域と協働しつつ戦略的な空港間の連携を進めることで、観光客を北海道全体に分散・周遊させ全体の地域活性化につなげるのが課題。
- 現在の道内空港は、公共主体と民間事業者が分離して運営していることから空港全体として一体的かつ機動的な経営が実施できていない。
- 本来の役割を最大限発揮させるために、安全性や公共性を確保しつつ、施設運営を統合し、民間の資金及び経営能力の活用による一体的かつ機動的な空港運営を実現することが必要。
- 広域観光の振興や各空港のマーケティング力の底上げ・空港間の機能補完・航空ネットワークの充実等を図る観点から一体的な運営の民間委託を行う。

(基本スキーム：http://www.mlit.go.jp/common/001195135.pdf)

(募集要項：https://www.mlit.go.jp/common/001232803.pdf)



北海道エアポート株式会社 提案概要 (https://www.mlit.go.jp/common/001302612.pdf)